

1 代替地・土地利用に関する飯田市の方針

- (1) 移転対象者すべての移転先を確保できるまで、関係機関と連携しながら 飯田市として責任をもって対応します。
- (2) 事業主体（JR東海・長野県・飯田市）ごとに不公平が生じないように、十分配慮します。
- (3) 土地利用の見直しを行います。

2 代替地の斡旋方法

方法1	代替地登録制度による斡旋	(既存)
方法2	宅建業者との連携による業者からの斡旋	(新規)
方法3	新規造成・確保（市道新規建設）による斡旋	(新規)

代替地候補地

